

## 基本方針改正案（概要）

### 1 民間事業者からの提案制度関係

- ・ 国等は、民間事業者が円滑に提案を行うことができるように、関係する情報の公開等に努める。
- ・ 国等は、提案を行った民間事業者の権利その他正当な利益を損ねないよう留意して当該提案を取り扱う。
- ・ 民間提案を踏まえて実施方針を策定した事業に関して事業者を選定する際は、当該提案が実施方針策定に寄与した程度を勘案して、当該提案者を適切に評価すること。

等

### 2 技術提案制度の取扱い関係

- ・ 技術提案活用のため、技術提案者へ提案の改善の機会の付与に努めること。
- ・ 高度な技術提案を求めた場合は、優れた提案を採用できるよう予定価格を定めるよう努めること。

等

### 3 実施方針の策定の見通し関係

- ・ 公共工事の発注見通しの公表と併せて公表を行うことや同じ時期に行うこと等の工夫に努めること。

等

### 4 公共施設等運営権関係

- ・ 法に規定する費用以外の金銭の負担を、実施契約に基づき運営権者に対して求める場合は、実施方針に規定すること。
- ・ 実施方針に利用料金に関する事項を定める場合には、運営権者の自主性と創意工夫を尊重すること、不当な差別的取り扱いをするものではないこと等に留意すること。
- ・ 運営権を設定する際には設定書を交付すること。
- ・ 公共施設等に対する運営権の適用。（内容につき今後調整）
- ・ 公共施設等の利用者、債権者等の利益を考慮しつつ、適切かつ円滑に運営権の移転が行われるよう配慮すること。

等

### 5 職員の派遣等の支援関係

- ・ 一定期間の派遣の後に官署へ復帰すること。

等

### 6 民間資金等活用事業推進会議関係

- ・ 民間資金等活用事業推進委員会との役割の違いに留意し、相互に補完しつつ、それぞれの役割を果たすこと。

等